別記様式第１

申請日　　　年　　月　　日

びゅうパルク南仙台管理組合

理事長　　　　　　　　　殿

　申請者　びゅうパルク南仙台　　　　　　号室

氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

専有部分の修繕等申請書

管理規約第18条（専有部分の修繕等）及び専有部分の修繕に関する細則第6条に基づき、以下のとおり申請いたしますので、承認をお願いいたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事の具体的内容 | 工事種別 | 専有部分の模様替　・　電気　・　ガス　・　給水　・　排水　・　電話フローリング工事：使用材の軽量床衝撃音遮断性能　LL-　　　※軽量床衝撃音遮断性能がLL-45より遮音効果の高い製品を使用し、メーカーの出荷証明書を添付すること。その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 施工内容 |  |
| 添付資料 | 設計図、仕様書及び工程表、フローリング材の出荷証明書（フローリング工事を実施する場合） |
| 工事中の振動・騒音の有無 | あり　　　　　　　なし |
| 近隣挨拶 | 済　　　　　　　　未了（承認後実施する） |
| 施工日 | 自：　　　　　年　　　月　　　日　　　　時至：　　　　　年　　　月　　　日　　　　時 |
| 施工業者 | 業者名：責任者：電話番号： |
| 車両 | トン車　　　　台 |
| エレベーター | 専用使用　　　　通常使用　　　　不使用 |

* 本申請書は、届出後１週間エントランスに掲示します。

びゅうパルク南仙台専有部分の修繕等に関する細則（抜粋）

（目的）

第１条　この細則は、びゅうパルク南仙台管理規約（以下「規約」という。）第19条（使用細則）及びびゅうパルク南仙台使用細則第8条（専有部分の修繕等）に基づき、専有部分の修繕等に関し、必要な事項を定め、資産価値の維持向上及びトラブルを未然に防止し、もって良好な住環境を確保することを目的とする。

（禁止する工事等）

第２条　区分所有者は、次に掲げる工事等を行ってはならない。

(１)　共用部分のコンクリート構造物に影響を及ぼす穿孔、アンカーボルト等の金物の打ち込みを伴う工事

(２)　共用部分の給排水設備、電気設備、TV設備、電話設備、LAN設備に影響を及ぼす改修工事

（承認を必要とする工事等）

第３条　区分所有者は、次に掲げる工事等を実施する場合には、あらかじめ、理事長に申請し、書面による承認を得なければならない。

(１)　フローリング張替え等、床仕上げの改修工事

(２)　システムキッチン、ユニットバス、洗面台、便器（第５条第３号に該当する場合を除く）及び排水パンの交換工事

(３)　間仕切り壁や天井の構造の変更あるいは新設・撤去を伴う工事

(４)　給排水管の改修工事

(５)　規約第23条第1項に定めるバルコニー等の保存行為（第4条第3項及び第5条第6号に該当する場合を除く）

(６)　規約第24条第2項に定める窓ガラス等の改良工事

(７)　その他共用部分又は他の専有部分に影響を与える恐れのある工事

２　前項第１号の床のフローリング施工に使用する材料は、遮音等級ＬL－４５以上の防音性能（日本建築学会基準）が得られた製品又はこれと同等以上の防音性能を有する製品を使用するものとする。

　（申請及び承認手続）

第６条　区分所有者は、第３条各号に掲げる工事等を実施する場合には、原則としてその工事等の実施２週間前までに、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

(１)　専有部分の修繕等申請書（別記様式第１）

(２)　設計図、仕様書及び工程表

(３)　フローリング施工する場合は、使用する材料の出荷証明書

２　理事長は、前項による申請に不備があると判断した場合、当該区分所有者に対して、追加書類の提出を求めることができる。

３　理事長は、第１項の申請書を受理したときは、原則として工事開始の１週間前までに、理事会の決議に基づき、承認又は不承認の決定を、専有部分の修繕等承認・不承認書（別記様式第２）により通知しなければならない。

４　理事長は、前項の承認をする場合においては、必要に応じ、条件を付すことができる。

　（遵守事項及び弁済）

第10条　区分所有者は、工事等の実施にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　材料又は残材の運搬等により、建物等を毀損し、又は汚損しないこと。

(２)　敷地又は共用部分に材料又は残材を放置しないこと。

(３)　工事関係者が他の区分所有者等に迷惑をかけないこと。

(４)　工事等は、祝日を除く月曜日から金曜日の９時から17時の間に実施すること。

２　区分所有者は、工事等の実施にあたり、事故があった場合は、責任をもって復旧し又は弁済するものとする。